

博士學位論文

内容の要旨および審査の結果の要旨

第 9 号

1991年12月

京都産業大学

は し が き

本号は、学位規則（平成3年6月3日文部省令第27号）第8条の規定による公表を目的とし、平成3年11月13日本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査の結果の要旨を収録したものである。

学位記番号に付した乙は、学位規則第4条第2項（いわゆる論文博士）によるものであることを示す。

目 次

1 末永 敏和	
論文内容の要旨	1
論文審査の結果の要旨	3

氏名(本籍)	すえ なが とし かず 末 永 敏 和 (佐賀県)
博士の専攻分野の名称	博士(法律学)
学位記番号	乙法第1号(報告番号乙第7号)
学位授与年月日	平成3年11月13日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
論文題目	会社役員の説明義務
審査委員	主査 教授(法学博士) 清 河 雅 孝 副査 教授(法学博士) 今 井 薫 " 教授 早 川 勝

論文内容の要旨

1. 昭和56年商法改正の際に形骸化した株主総会を活性化するための一連の措置がとられ、商法237条ノ3において株主総会における取締役および監査役の説明義務が新設された。従来、株主が総会において決議事項について質問する権利を有することは、会議体の一般原則から自明のこととされていたが、本条は株主の質問権を明定するドイツ株式法131条に倣いながらも、これを質問権という形ではなく、これと表裏の関係にある説明義務として規定し、その範囲を明確にすると同時に乱用の防止についても配慮したものである。

審査対象論文(以下、本論文とする)は、商法において規定された株主総会における取締役および監査役の説明義務について、比較法的研究によりその法的性格を明らかにし、説明の対象・範囲等についての立法論を展開すると同時に独自の解釈論を構築した一連の論文をまとめたものである。

2. 本論文は、以下の七章からなる。

第一章では、わが国の母法であるドイツ法上の株主の解説請求権の歴史的発展を学説および判例の分析・検討を通じてその法的性格が明らかにされる。それによれば、株主の解説請求権は定款や多数決により奪うことができない固有権としての性格を帯有するもので、

単に株主総会で議決権を行使するための補助手段として承認されるものではなく、一般的に株主の権利を行使するためのあるいは株式の保有利益を確保するための補助手段であると結論づける。

第二章では、ドイツの現行株式法における解説請求権に関する規定が研究対象とされている。解説請求権の根拠・性質、解説請求権の主体、侵害の効果および解説の対象・範囲について判例・学説の現状が詳細に検討され解釈上の問題点が明確にされている。

第三章は、株主の解説請求権の実現を手続面でも保障しているドイツの特別解説強制手続と株主総会決議の取消訴訟の二つの裁判手続を詳細に紹介し法的問題点を明らかにする。前者は現在のわが国では存在しない解説請求権の行使に関する直接強制手続であり、詳細に検討されている。

第四章は立法論的検討を試みる三節から構成される。第一節はドイツの株主の解説請求権に関する判例を分析して、わが国における立法のあり方を個別具体的に検討する。第二節は、企業の社会的責任についてドイツやアメリカなどの現状を参考にして立法論を展開する。第三節は、昭和53年に公表された改正試案における株主の質問権について、種々の観点から立法論を展開する。

第五章は二節からなり、第一節は、昭和56年商法改正の際に明文化された役員の説明義務に関して、質問権者および説明義務者、説明の対象、説明拒絶事由、説明の内容および形式、説明義務違反の効果について論じ、第二節は別の角度から、わが国の学説を詳細に検討した上、質問権が投資判断の資料を提供することも目的とするとの立場に立ち、議決権のない株主および単位未満株主にも質問権が認められること、説明の対象・範囲について計算書類や附属明細書の記載に関する規定によって制限されないこと、したがって、会社の行った政治献金の額や取締役・監査役の個々の報酬額も説明義務の範囲に含まれること、質問権の実効性確保のため、説明そのものを求める給付請求訴訟が可能であるとする見解を主張する。

第六章では、小規模閉鎖会社の社員の情報請求権について、ドイツにおける1980年有限会社法が規定する社員の解説請求権および帳簿・書類閲覧権を詳細に検討し、立法論を展開する。

第七章は、株主総会の改善に関する諸規定の有効性と同法施行後の総会運営の実務と学説の展開を検討し、第五章で展開された自説に基づき説明義務、書面投票、提案権、計算

書類の開示などについて論じる。

論文審査の結果の要旨

本論文は、商法第237条ノ3において規定された役員の説明義務に関する比較法的、立法論的、解釈論的研究であり、その学問的意義はすでに高く評価されている。本論文は既発表の研究成果が一書に纏められたものとはいえ、その体系的叙述は維持されている。本論文の比較法的研究の成果により、わが国におけるこの分野の母法としてのドイツ法の理解が精確に深められたことは特筆に値する。また立法論的研究の成果は、説明義務の法定化に当たり種々の分野で参考にされている。さらに、周到かつ綿密に展開された独自の解釈論により、わが国における説明義務の解釈論の幅が広がり深化することになった。この意味において本論文が学界において貢献した意義は高く評価することができる。

末永説の基本的立場は、株主の解説請求権の根拠を株主権行使の補助手段あるいは株主の保有利益を確保する手段として認められる権利であると捉える点にあり、そのため解説請求権の対象・範囲をより広く解釈することになる。この見解は、支配的見解になるに至っていないが確固たる少数説として定着している。これに対して、解説請求権を議決権の行使の補助手段と考える多数の見解は、わが国における株主総会や株主権の行使の特殊なあり方という実態をより重視する傾向が強いのではないかとと思われる。実務においてもこのような立場を前提とした総会運営がなされているといえよう。現実を考慮しない解釈論の展開は理論のための理論になりがちであることは否めないが、株主に新たな権利を与える場合、その理論的根拠を構築する作業が不可欠となる。この使命は、本論文で充分果たされている。従って、末永説に与しない場合でも同説の検討は避けることができないものと思われる。さらに、具体的紛争を解決する判例に対して及ぼす末永説の影響についても、現在の段階ではなお限定的と言えよう。しかし、このような状況がドイツにおけるこの権利の生成過程における議論の状況を彷彿させるとしても、本論文でなされている理論的研究とその学問的価値に決して影響を与えるものではないことは明白である。

審査委員会は、9月27日会議室において面接審査し、同時に公聴会が開催された。本論文の公表後かなり判例が集積しているので、この点については面接審査の際に論及された

が、本論文を基礎にその後展開された学説や諸判例を検討したものとして、「株主総会の法理論」（日本評論社）が公刊される予定であると報告された。

以上、論文審査と面接審査の結果、本審査委員会は、全員一致により、申請者は博士の学位を授与される資格があるものと認める。